

# 退職される組合員の皆様へ 退職者組合員への移行のご案内

## 退職者組合員制度について

日頃より町村等職員の共済事業にご協力をいただきお礼申し上げます。

本生協の退職者組合員制度は、在職中と同様の補償内容で退職後も共済事業を終身ご利用いただける制度です。（割戻金の還付もあります）

ご利用にあたっては、退職者組合員への移行手続きが必要です。

是非とも退職者組合員へ移行いただき、引き続き共済事業のご利用を賜りたくご案内申し上げます。

（出資金につきましては、在職中に払い込みをいただいておりますので、新たな出資をお願いすることはありません。出資金は組合を脱退される際にお返しいたします）

### 退職者組合員へ移行できる方の要件

◎退職者組合員となるためには以下の要件を全て満たしていることが条件となります。

1. 本組合の職域に25年以上勤務し退職された方
2. 退職時に5年以上継続して本共済事業を利用されていた方
3. 退職時に在職されていた職域において、事務取扱が可能な方  
※特定疾病保険制度のみご加入の組合員も退職者組合員へ移行することができます



# 退職者組合員移行後の事務手続について

これまで共済事業をご利用頂くにあたりまして、①継続契約の申込み、②新規契約の申込み、③契約の内容変更及び解約、④共済事故が発生した場合の請求等の諸手続につきましては、所属団体担当者の方を通じお願いしておりましたが、退職者組合員への移行後は、在職時の団体が属する各都道府県の本組合支部（本組合支部）にて直接事務取扱いをいたします。

## 従来の掛金・書類の流れ

組合員 ↔ 団体 ↔ 支部 ↔ 本部

## 退職者組合員移行後の流れ

組合員 ↔ 支部 ↔ 本部

- 「継続契約の申込み」につきましては、1月継続は11月初旬(予定)、7月継続は5月中旬(予定)までに、本組合より直接郵送にてご案内申し上げます。  
継続契約の掛金の払込方法は口座振替(自動引落)になります。
- 「新規契約の申込み」につきましては、申込用紙を要しますので、各都道府県支部までご連絡ください。
- 「契約の内容変更及び解約」については、関係用紙を要しますので、各都道府県支部までご連絡ください。
- 割戻金の対象者には、割戻金の還付を10月中に直接送金いたします。

◎退職者組合員へ移行される方は、下記の書類を提出ください。

添付書類 ①退職者組合員加入承認申請書  
②預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書

※「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」は、7月・1月継続契約掛金の口座振替と割戻金お受け取りのための口座登録に必要です。

※上記提出書類を確認し、承認の上、後日、承認通知をご自宅へ送付します。



# 火災共済

住宅・動産に火災、落雷、破裂・爆発、建物外部からの物体の落下・飛来・衝突・倒壊、風災、水災、雪災により損害（風災、水災、雪災は、損害額が建物、動産それぞれ50万円以上の場合に補償対象となります）が生じたときに、共済金を支払う制度です。

## 共済掛金と共済金額

共済掛金（年額）は共済契約1口（10万円）につき60円です。  
契約額の最高限度は、600口（建物400口・動産200口）で、6,000万円が限度です。

## 共済契約の最高限度

区分	口数	共済金額	共済掛金
建物のみの場合	400口	4,000万円	24,000円
動産のみの場合	200口	2,000万円	12,000円
建物と動産を併せた場合	600口	6,000万円	36,000円

## 住宅・動産の契約額は十分に

共済契約の際は、住宅については構造、面積等を考慮し、動産については身の回りの家財（個人の家庭生活で使用する家具、什器、衣類、その他日常生活に必要なものすべて）を見直して再取得価額で評価し、十分な契約額でご加入ください。（但し、再取得価額を超えてご加入されても超過額は無効となります。）次の表は、あくまでも再取得価額の目安です。

### 建物

木造（モルタル造りを含む）	1m <sup>2</sup> 当り14万円前後 <small>（別棟の物置・納屋等は1m<sup>2</sup>当り7万円）</small>
耐火（鉄筋コンクリート造等）	1m <sup>2</sup> 当り22万円前後

### 動産

共済契約者および同居する20歳以上の家族数	1名につき350万円
共済契約者および同居する20歳未満の家族数	1名につき250万円

※共済金請求の際は、家財の再取得価額を申告していただき、その価額を基にして共済金を算出します。

## 風水雪害特約制度

※損害額が建物50万円以上、動産20万円以上の場合に補償対象となります。

火災共済契約に付加することで（任意）、風水雪害による損害に風水雪害特約共済金が支払われる制度です。

風水雪害特約共済掛金（年額）は1口10万円（火災契約額）につき50円で、損害補償額は損害額または共済契約額の1/2のいずれか低い額が限度となります。（但し、風水雪害共済金と特約共済金の支払合計額が3,000万円を超える場合、3,000万円が限度となります。）なお、**火災共済の契約口数と同口数を付加していただく制度のため、風水雪害特約共済のみの契約はできません。**風水雪害特約共済を付加する場合は、1口10万円につき110円（火災共済掛金60円＋風水雪害特約共済掛金50円）となり共済掛金の最高限度も600口×110円の66,000円となります。

（例）火災共済に300口（建物200口、動産100口）加入されている方が風水雪害特約に加入された場合、共済掛金は300口×110円の33,000円となります。この場合、火災共済の共済金額3,000万円（建物2,000万円、動産1,000万円）に風水雪害特約の損害補償額1,500万円（建物1,000万円、動産500万円）が付加されます。

## 共済契約できる物件

- 共済契約者の所有する居住用建物、または、その建物内にある動産
- 共済契約者と同一世帯に属する親族が所有し、かつ、共済契約者が現に居住している建物または、その建物内にある動産

\*水廻り・鍵開けでお困りの際、専門業者を手配し、水漏れを止めたり、鍵を紛失した際の開錠作業等の応急処置をするサービス（ホームアシスタンスサービス）を実施しています。  
ホームアシスタンスサービス受付デスク（専用フリーダイヤル）0120-228-119  
全国町村職員生活協同組合ホームページ（<http://www.zcss.jp/>）も合わせてご覧ください。



# 自動車共済

共済契約自動車の所有、使用又は管理に起因して発生した自動車事故により、共済契約者等の被共済者が法律上の賠償責任を負った場合に、対人賠償共済金、対物賠償共済金を支払う制度です。自損事故傷害共済、無共済等自動車傷害共済、限定搭乗者傷害共済、他車運転特約（自動二輪車・原付自転車を除く）、臨時費用の制度が自動付帯されています。

組合員のニーズに合った選択ができるよう、共済金額（支払限度額）が以下のとおりA型とB型の2類型となっています。

## 賠償額と補償

（対人賠償共済  
自損事故傷害共済  
限定搭乗者傷害共済）…1名につき 対物賠償共済…1事故につき

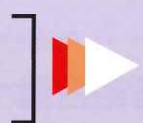
区分	共済金の種類	共済金額（支払限度額）	
		A型	B型
対人賠償共済	対人賠償共済金	無制限	
	臨時費用	死亡10万円、入院3万円（入院30日以上）	
対物賠償共済	対物賠償共済金	1,000万円	無制限
	死亡共済金	1,500万円	
自損事故傷害共済	後遺障害共済金	57万円～1,500万円（後遺障害の等級に応じ）	
	医療共済金	入院1日6,000円、通院1日4,000円 120万円を限度（最初の5治療日数を控除）	
	介護費用共済金	250万円、400万円（後遺障害の等級に応じ）	
限定搭乗者傷害共済	死亡共済金	500万円	1,000万円
	後遺障害共済金	19万円～500万円（後遺障害の等級に応じ）	38万円～1,000万円（後遺障害の等級に応じ）
	医療共済金	入院1日6,000円、通院1日4,000円 事故日から200日を限度（最初の5治療日数を控除）	

## 共済掛金と共済金額

共済金額	用途及び車種区分	共済掛金額（年額）			
		自家用乗用車	軽四輪乗用車	自動二輪車	原付自転車
A型	対人賠償 無制限	30,000円	19,000円	17,000円	12,000円
	対物賠償 1,000万円				
	自損事故傷害 1,500万円				
	限定搭乗者傷害 500万円				
B型	対人賠償 無制限	33,000円	21,000円	20,000円	14,000円
	対物賠償 無制限				
	自損事故傷害 1,500万円				
	限定搭乗者傷害 1,000万円				

## 共済契約できる自動車

1. 共済契約者の所有する
2. 共済契約者と同一世帯に属する親族の所有する



- 自家用普通・小型乗用自動車
- 自家用軽四輪自動車
- 自動二輪車
- 原動機付自転車

※自動車共済は賠償共済であり、ご自身の自動車の損害は補償されません。

\*契約車両（自動二輪車・原動機付自転車を含む）が、事故・故障またはトラブルで自力走行できなくなった場合、レッカーけん引や30分程度の応急処置などを手配するロードサービスを実施しています。

### ロードサービス受付デスク（専用フリーダイヤル）

北海道支部を除く都府県支部所属契約者…………… **0120-365-698**

北海道支部所属契約者…………… **0120-365-900**

- 24時間365日ご利用いただけます。
- 携帯電話・PHSなどからもご利用いただけます。
- ロードサービスの対象でないお客さまからののお電話はお受けできませんのでご了承ください。

全国町村職員生活協同組合ホームページ (<http://www.zcss.jp/>) も合わせてご覧ください。



# 退職者組合員移行後の事故対応について

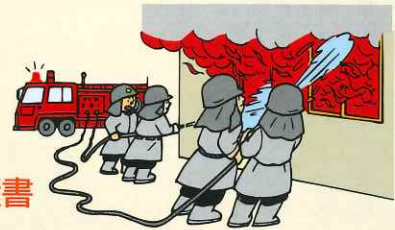
退職者組合員に移行された後、火災や自動車事故が発生した場合には、在職時の団体ではなく、本組合支部に連絡してください。

## 罹災したら

火災等又は風水雪害等による罹災が発生した場合、速やかに本組合支部に連絡してください。

共済金の請求に必要となりますので、次の書類を準備してください。

- ① 共済金支払請求書
- ② 共済契約承諾書
- ③ 関係官署の罹災証明書
- ④ 共済の目的の配置図及び平面図
- ⑤ 罹災現場又は損害を受けた動産の写真
- ⑥ 損害見積書
- ⑦ 共済事故発生前における共済の目的の再取得価額見積書
- ⑧ 当該罹災を報じた新聞記事等



## 自動車事故にあったら…

万一、事故を起こしたら、現場で次の処置をしてください。

- ① けが人がいる場合、直ちに救護し、救急車を手配する。
- ② 事故車を安全な場所に移動させるなど、路上の危険防止措置を行う。
- ③ 警察に連絡する。
- ④ 事故状況・相手方の連絡先等をメモする。



また、事故が発生したら、直ちに本組合支部に事故発生状況をご連絡ください。

※フリーダイヤルによる休日・夜間の事故受付および事故の初期対応に関するご相談に対応します。（※事故車のみ）

■ 休日・夜間の受付  **0120-258459** ジ コ ハ ホー コ ク

■ 受付日時／土、日曜、祝祭日、年末年始  
平日（当日午後5時～翌日午前9時）







## 退職者組合員移行後のご注意点

- 現住所・電話番号及びご契約（ご登録）内容に変更が生じた場合は、本組合支部へご連絡をお願いいたします。
- 金融機関統廃合等により、ご登録いただいた口座に変更が生じた場合、再度「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書」の提出が必要となりますので、本組合支部へご連絡をお願いいたします。

### 全国町村職員生活協同組合 個人情報保護方針

全国町村職員生活協同組合（以下「本組合」という。）は、個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報を除く。以下同じ。）の取扱いに関する方針を次のように定め、個人情報の適正な取扱い及び保護に努めます。

#### 1. 個人情報に関する法令等の遵守

本組合は、個人情報の保護に関する法令等を遵守して、個人情報を適正、かつ、安全に取り扱います。

#### 2. 個人情報の取得・利用目的

本組合は、共済契約の締結、維持管理及び共済金等の支払いに必要な範囲で個人情報を取得します。取得した個人情報は、これらの取得目的のほか、本人への共済関連情報の提供及び本組合の共済事業の充実の目的に限って利用します。

#### 3. 個人情報の適正な管理

本組合で取得した個人情報は、常に正確かつ最新の内容を保つよう努めます。また、個人情報の漏え

い、滅失又はき損の防止、その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。さらに、業務を委託する場合は、業務委託先に対し個人情報の適切な管理を求めるとともに、必要かつ適切な監督を行います。

#### 4. 個人情報の第三者への提供

本組合が取得した個人情報は、本人の同意を得た場合、法令に基づく場合、本人の利益のために必要であると判断される場合、必要な範囲で業務を外部に委託する場合及び利用目的を達成するために職域の担当部署と連携する場合を除いて、第三者に開示又は提供いたしません。

#### 5. 個人情報の開示及び訂正等

本人から自己の個人情報の開示の求めがあった場合は、一定の事由がある場合を除き、当該個人情報を開示します。また、個人情報の訂正等の申し出があった場合、特別な事由がない限り、これに応じます。

### 全国町村職員生活協同組合 特定個人情報等保護方針

全国町村職員生活協同組合（以下「本組合」という。）は、個人番号及び特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下、個人番号と併せて「特定個人情報等」という。）の取扱いに関する方針を次のように定め、特定個人情報等の適正な取扱い及び保護に努めます。

#### 1. 特定個人情報等に関する法令等の遵守

本組合は、法令及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）を遵守して、特

定個人情報等を適正、かつ、安全に取り扱います。

#### 2. 特定個人情報等の取得・利用

特定個人情報等の取得又は利用は、法令で定める範囲内で適法かつ適正な方法によって行います。

#### 3. 特定個人情報等の適正な管理

本組合は、特定個人情報等の適正な管理のため、「特定個人情報等の保護に関する規則」を定め、これを遵守します。



このパンフレットはあらましを説明したものです。詳しい内容については、団体のご担当の方または本組合の支部（町村会）におたずねください。

## 都道府県支部一覧表

(令和3年9月現在)

地区名	都道府県	所在地	郵便番号	電話番号	FAX番号	
東北	1 北海道	札幌市中央区北4条西6丁目	北海道自治会館 6F	060-0004	011 (241) 7184	011 (207) 6031
	2 青森	青森市新町 2-4-1	青森県共同ビル 2F	030-0801	017 (723) 1331	017 (723) 1347
	3 岩手	盛岡市山王町 4-1	岩手県自治会館内	020-8510	019 (622) 6176	019 (622) 4742
	4 宮城	仙台市青葉区上杉 1-2-3	宮城県自治会館内	980-0011	022 (221) 9203	022 (221) 9205
	5 秋田	秋田市山王 4-2-3	秋田県市町村会館内	010-0951	018 (862) 3851	018 (823) 6494
	6 山形	山形市松波 4-1-15	山形県自治会館内	990-0023	023 (631) 5155	023 (641) 8427
	7 福島	福島市中町 8-2	福島県自治会館内	960-8043	024 (523) 0131	024 (522) 9279
関東	8 茨城	水戸市笠原町 978番26	茨城県市町村会館 6F	310-0852	029 (301) 1241	029 (301) 1246
	9 栃木	宇都宮市昭和 1-2-16	栃木県自治会館内	320-0032	028 (625) 3011	028 (627) 4226
	10 群馬	前橋市元総社町 335-8	群馬県市町村会館 6F	371-0846	027 (290) 1352	027 (255) 5302
	11 埼玉	さいたま市浦和区仲町 3丁目 5番 1号	埼玉県県民健康センター内	330-0062	048 (822) 9185	048 (822) 6440
	12 千葉	千葉市中央区中央 4丁目 17番 8号	千葉県自治会館内	260-0013	043 (311) 4163	043 (227) 6182
	13 東京	府中市新町 2-77-1	東京自治会館内	183-0052	042 (384) 8041	042 (384) 7004
	14 神奈川	横浜市中区山下町 75	神奈川自治会館内	231-0023	045 (664) 7454	045 (664) 7610
15 山梨	甲府市蓬沢 1-15-35	山梨県自治会館 2F	400-8587	055 (235) 3228	055 (222) 3846	
北信	16 新潟	新潟市中央区新光町 4-1	新潟県自治会館 2F	950-0965	025 (285) 2035	025 (285) 1609
	17 富山	富山市下野 995-3	富山県市町村会館内	930-8578	076 (441) 1511	076 (431) 0868
	18 石川	金沢市本多町 3-1-10	石川県社会福祉会館 4F	920-8557	076 (261) 8167	076 (261) 4842
	19 福井	福井市西開発 4丁目 202番 1	福井県自治会館内	910-0843	0776 (57) 1122	0776 (57) 1125
	20 長野	長野市西長野加茂北 143-8	長野県自治会館内	380-0871	026 (234) 3530	026 (235) 2064
東海	21 岐阜	岐阜市藪田南 5-14-53	OKBふれあい会館 第1棟 13F	500-8384	058 (277) 1123	058 (277) 1126
	22 静岡	静岡市駿河区南町 14番 25号	静岡県市町村センター内	422-8067	054 (202) 4343	054 (284) 8868
	23 愛知	名古屋市中区三の丸 2-3-2	愛知県自治センター 4F	460-0001	052 (951) 2251	052 (961) 6440
	24 三重	津市桜橋 2-96	三重県自治会館内	514-0003	059 (225) 2138	059 (227) 5494
近畿	25 滋賀	大津市松本 1丁目 2番 1号	滋賀県大津合同庁舎 5F	520-0807	077 (526) 2839	077 (526) 1279
	26 京都	京都市上京区西洞院通下立売上ル	京都府自治会館内	602-8048	075 (411) 0200	075 (411) 0090
	27 大阪	大阪市中央区大手前 3-1-43	大阪府新別館南館 6F	540-0008	06 (6941) 7441	06 (6942) 4670
	28 兵庫	神戸市中央区下山手通 4-16-3	兵庫県民会館内	650-0011	078 (331) 0481	078 (391) 8792
	29 奈良	橿原市大久保町 302-1	奈良県市町村会館 3F	634-0061	0744 (29) 8253	0744 (29) 8258
	30 和歌山	和歌山市茶屋ノ丁 2番 1	和歌山県自治会館 5F	640-8263	073 (431) 0131	073 (428) 1275
中国	31 鳥取	鳥取市東町 1-27 1	鳥取県庁第2庁舎 8F	680-8570	0857 (26) 8355	0857 (22) 3835
	32 島根	松江市殿町 8-3	島根県市町村振興センター 4F	690-0887	0852 (61) 0885	0852 (27) 3350
	33 岡山	岡山市北区今 2-2-1	岡山県市町村振興センター 4F	700-0975	086 (245) 4833	086 (245) 4877
	34 広島	広島市中区鉄砲町 4番 1号	広島県土地改良会館 5F	730-0017	082 (221) 3465	082 (211) 1882
	35 山口	山口市大手町 9-11	山口県自治会館内	753-8528	083 (925) 6611	083 (924) 8977
四国	36 徳島	徳島市幸町 3-55	徳島県自治会館 4F	770-0847	088 (621) 3409	088 (652) 6538
	37 香川	高松市福岡町 2-3-2	香川県自治会館内	760-0066	087 (851) 2251	087 (851) 2356
	38 愛媛	松山市一番町 4丁目 1番地 2	愛媛県自治会館 3階	790-0001	089 (941) 7598	089 (945) 1318
	39 高知	高知市本町 4-1-35	高知県自治会館内	780-0870	088 (824) 3730	088 (824) 1158
九州	40 福岡	福岡市博多区千代 4-1-27	福岡県自治会館内	812-0044	092 (651) 4285	092 (651) 4287
	41 佐賀	佐賀市堀川町 1-1	佐賀県市町会館内	840-0832	0952 (23) 3219	0952 (24) 9740
	42 長崎	長崎市栄町 4-9	長崎県市町村会館内	850-0875	095 (827) 5511	095 (824) 6993
	43 熊本	熊本市東区健軍 2-4-10	熊本県市町村自治会館内	862-0911	096 (368) 0011	096 (368) 0004
	44 大分	大分市大手町 2-3-12	大分県市町村会館内	870-0022	097 (536) 1000	097 (535) 2009
	45 宮崎	宮崎市宮田町 1番 8号	宮崎県自治会館内	880-0804	0985 (27) 7711	0985 (20) 1271
	46 鹿児島	鹿児島市鴨池新町 7-4	鹿児島県市町村自治会館内	890-0064	099 (206) 1022	099 (206) 1057
	47 沖縄	那覇市旭町 116-37	沖縄県市町村自治会館 5F	900-8531	098 (963) 8652	098 (963) 8654

### 全国町村職員生活協同組合

〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号

全国町村会館内 TEL.03-3581-0479

URL : <http://www.zcss.jp/>

(令和3年9月作成)